

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針

【改定版】

平成27年12月

北海道

目次

改正の趣旨

I	本取組方針の位置づけ及び目的	1
II	公共工事を取り巻く状況	2
1	北海道の社会資本整備を取り巻く状況	2
2	北海道の建設業について	8
III	公共工事の品質確保の意義	12
1	品質確保の意義	12
2	品質確保に向けた基本的考え	12
IV	品質確保に向けた取組方針	14
IV-1	道が発注者として取り組むべき事項	14
1	工事に関する発注関係事務の適切な実施	14
2	工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映	15
3	工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用	16
4	工事の監督・検査等の充実・強化	22
5	調査・設計における品質確保の推進	23
IV-2	その他の取組	25
6	担い手の育成・確保の取組	25
7	市町村への支援	26
V	取組の進め方	27
VI	参考資料	29
1	公共工事の品質確保の促進に関する法律	31
2	公共工事の品質確保の促進に関する施策を 総合的に推進するための基本的な方針	38
3	発注関係事務の運用に関する指針	51
4	発注関係事務の運用に関する指針（解説資料）	65
5	公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン【本編】	65
6	ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン	66

改正の趣旨

平成 17 年 4 月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）の施行、同年 8 月の「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的方針」（以下、「基本方針」という。）の閣議決定を受け、公共工事の品質確保の促進を図り、良質な社会資本の整備を通じて道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成 19 年 8 月に「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」（以下、「取組方針」という。）を策定し、各種取組を推進してきたところである。

その後の社会経済情勢の変化に伴い、建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大する一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じてきた。

こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されている。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっている。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、平成 26 年 6 月に品確法が改正され、これに伴い同年 9 月には改正基本方針が閣議決定された。さらに、同法第 22 条の規定に基づき平成 27 年 1 月に「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が作成された。

こうした状況変化等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する道の取組をより一層進めていくため、取組方針を見直すものである。

I 取組方針の位置づけ及び目的

取組方針は、品確法及び同法第 9 条に規定する基本方針並びに運用指針を踏まえ、公共工事の品質確保及び公共工事に関する調査・設計並びに完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理（建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除など）を含む。以下、同じ。）に関する道の基本的な取組の方向性を定めるものである。

取組方針は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな道民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな本道における地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる道民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する道の発注関係事務、担い手の中長期的な育成・確保及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、国及び市町村等と相互に連携・協力し、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

Ⅱ 公共工事を取り巻く状況

1 北海道の社会資本整備を取り巻く状況

全国を上回る人口減少の進行や高齢化をはじめ、経済のグローバル化の進展、厳しい財政状況、気候変動等に伴う災害リスクの高まりなど、本道の社会資本整備を取巻く状況は大きく変化してきている。

(1) 社会資本を巡る本道の特性

ア 広大な面積

- ・北海道の面積は国土の約 20%を占め、都道府県の中では最も広く、東京都の約 40 倍、九州と四国を合わせた面積をも上回っている。
- ・広大な地域に都市が散在する広域分散型社会が形成されており、都市間距離が全国の 2 倍であるなど、日常的に広域移動が必要となり、物流・人流を自動車交通に大きく依存している。
- ・広大な面積をカバーするため、管理するインフラが他の都府県に比べ非常に多い状況となっている。

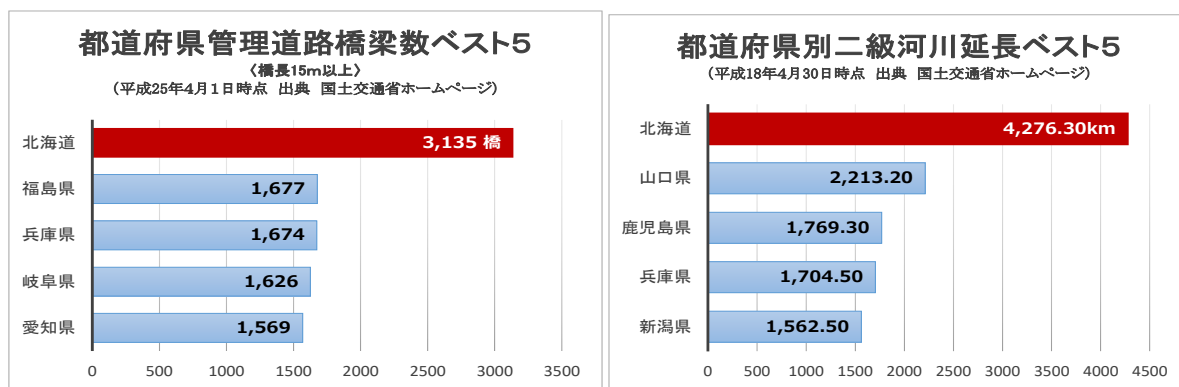


図1 道有施設の規模の他県との比較

イ 厳しい気象条件等

- ・積雪寒冷地で夏と冬の温度差が大きく、道内全域が豪雪地帯になっており、冬期間における道路の安全確保や雪害防止等のため、スノーシェルターやロードヒーティングなどの積雪寒冷地特有の施設があることが、維持管理の負担となっているほか、冬期間の施工において、品質確保が難しい工種がある。



図2 積雪寒冷地特有の施設

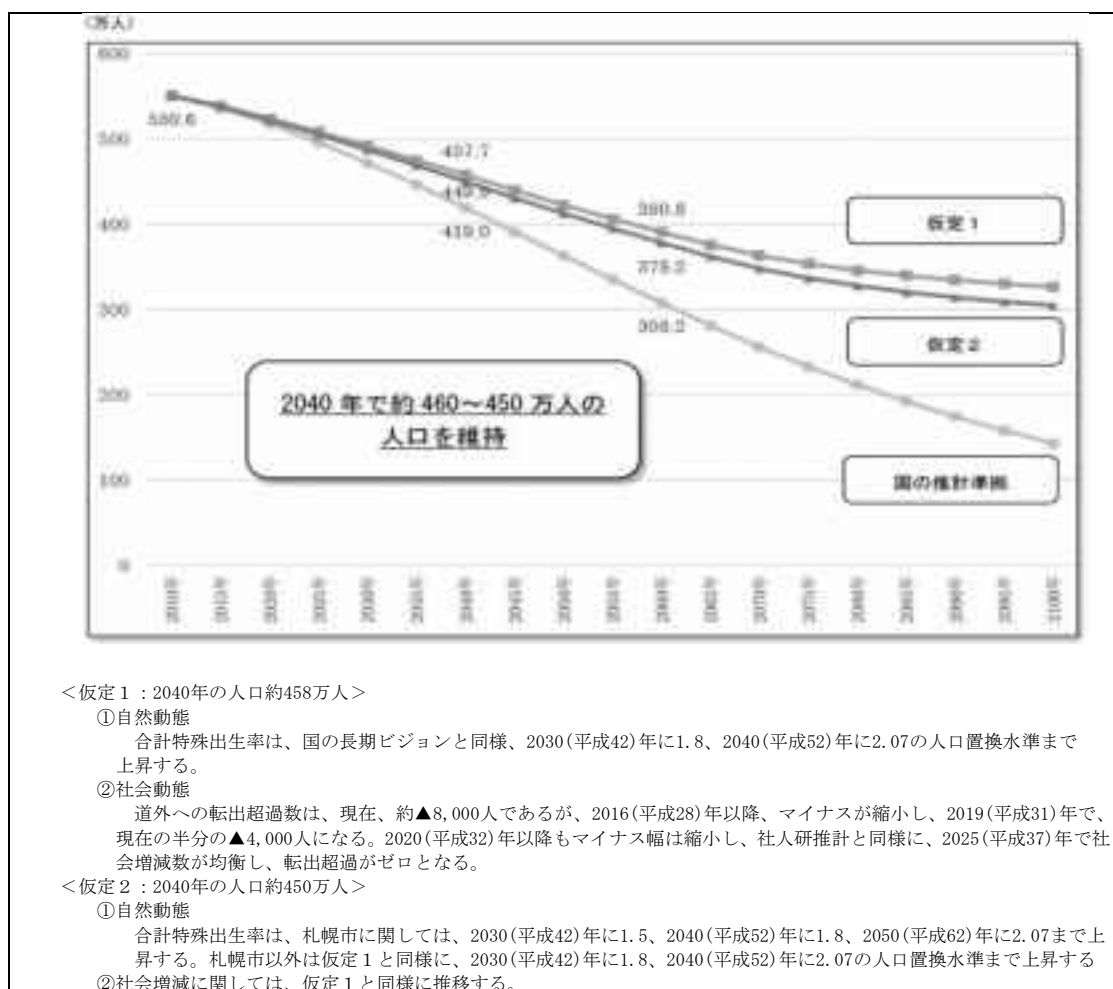
(2) 人口減少社会への対応

・本道は、自然減と社会減が相まって、全国よりも約 10 年早く人口減少局面に入り、2010（平成 22）年の人口は、ピーク時より約 19 万人少ない 550.6 万人となっている。

国の推計によると、今後、有効な対策を講じない場合、本道の人口は、2010（平成 22）年の 550.6 万人から、2040 年には 419 万人と 131.6 万人（▲23.9%）の減少となると見込まれている。

このことにより、就業者数の著しい減少による生産・消費の減少や、高齢者人口割合の増加による医療費・介護負担の増大、地域交通の利便性の大きな低下など、道民生活の様々な場面に大きな影響を及ぼすことが懸念されるとともに、地域の安全・安心、経済・雇用を支える建設業においても、担い手の中長期的な育成・確保が困難になるおそれがある。

このため、道では、北海道の創生を進めるに当たり、「2040 年に 460～450 万人の人口を維持する」との長期展望に立ち、道民が共有する「めざす姿」と、その実現に向けた取組の基本方向を示した「北海道創生総合戦略(平成 27 年 10 月)」を策定し、人口減少に関する基本認識を広く道民が共有し、北海道の総力を結集しながら、北海道における地域社会の創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。



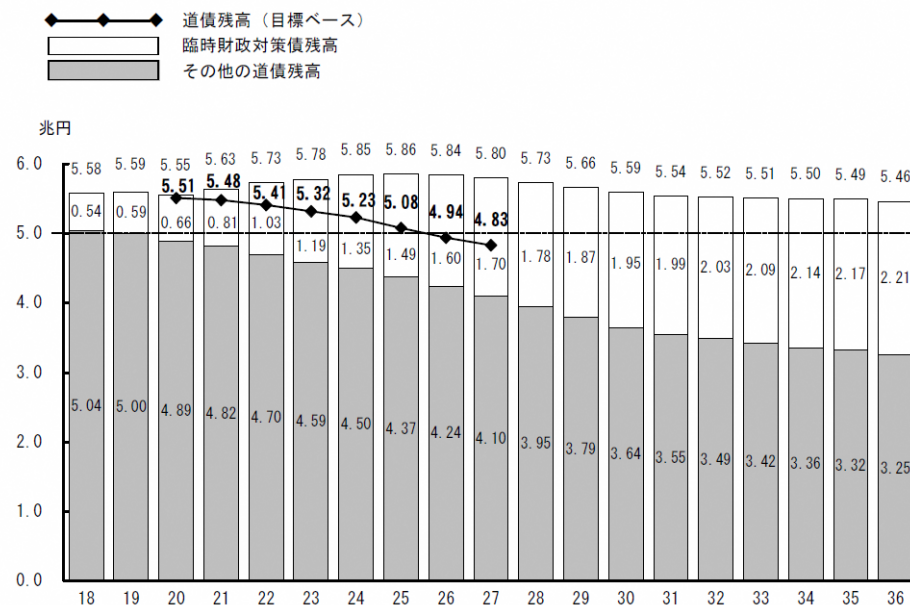
出展：北海道「北海道人口ビジョン」

図3 人口の将来見通し

(3) 厳しい財政状況

・道財政は、道債の償還費や高齢者医療費などの義務的経費が増加する一方、歳入面で地方交付税総額や道税収入の伸びが見込めないことなどから、構造的な歳入・歳出ギャップが生じた状況が続いている。このため、道では、平成18年2月に「新たな行財政改革の取組み」を策定以降、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを進めている。

○道債残高の推移



※道債残高は、H18～H25は決算の数値、H26～はH27 2定補正予算時点での年度末見込みの数値（百億円未満切捨て）。
 ※道債残高（目標ベース）と道債残高の差は、①減収補てん債（H19～21.23 439億円）、②補正予算債（H20～26 1,590億円）、及び③臨時財政対策債の増発分（H21～27 8,135億円）の合計額。
 ※臨時財政対策債の残高には借換債分を含む。

出典 平成27年度 予算の概要（H27.7 北海道）

図4 北海道の財政状況（道債残高の推移）

(4) 災害リスクの高まり

・平成23年3月の東日本大震災の発生や局地的な豪雨・豪雪、竜巻など、これまでにない異常気象も発生してきており、これに伴う洪水や土砂災害、高波・海岸浸食による被害、交通障害の発生など災害リスクが高まっている。



平成5年北海道南西沖地震(奥尻町)

平成12年有珠山噴火状況



図5 北海道の災害発生状況

(5) 社会インフラの老朽化

・本道においては、道路や河川、海岸、農林水産業施設、公園などの土木施設や、学校・病院・住宅等の建築物などを整備し管理してきている。

こうした施設において、建設後50年を超える割合が、20年後には多くの施設で50%を超え、林道の橋梁や漁港などは90%を超えるなど、高度成長期に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化が進み、施設利用者の安全確保や必要な機能の発揮が困難となるばかりでなく、維持管理・更新等に係る費用の増大が懸念されることから、日常的な維持管理に加え、計画的な老朽化対策の取組が急務である。

このため、道では、平成27年6月に「北海道インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、「点検、診断、措置、記録」というメンテナンスサイクルの構築、個別施設毎の長寿命化計画の策定やインフラ機能の適正化等を通じたトータルコストの縮減・平準化など、戦略的な維持管理・更新等を推進していくこととしている。



図6 道が管理するインフラの老朽化状況

表1 道が管理する主な施設の状況

主な施設	施設数	建設後50年 ^{※2} を経過する施設の割合			備考
		現在 ^{※1}	10年後	20年後	
道路橋梁（2 m以上）	5,292橋	6%	27%	51%	
下水道管路等	358km	0%	0%	35%	
樋門などの河川管理施設	5,223基	1%	10%	41%	
治水ダム	17基	0%	6%	41%	
砂防えん堤	1,146基	6%	33%	55%	
農地防災（海岸保全施設）	40箇所	3%	44%	53%	
林道橋梁	707橋	10%	62%	91%	
治山ダム	24,560基	8%	34%	53%	
漁港	282箇所	82%	88%	97%	
漁港海岸（堤防・護岸）	183箇所	18%	68%	89%	
庁舎等	1,966棟	4%	27%	49%	※施設数欄下段は延べ床面積
	80万㎡				
学校施設	267校	1%	4%	42%	※施設の割合は延べ床面積による
	247万㎡				

※1 平成26年3月末現在。

※2 施設の老朽化を示す指標として、財務省令による減価償却資産に関する耐用年数表により、一般的な鉄筋コンクリート造の建築物の50年や道路橋60年などを参考に、便宜的に建築後50年以上経過した施設の割合を設定した。

（6）バックアップ機能の強化

・北海道は、地理的な優位性、高い食料供給力、多様なエネルギー資源ポテンシャル、利用度の高い土地と都市機能、耐災害性に優れた寒冷地技術等の強みを活かしたバックアップ機能を強化し、国全体の強靱化に積極的に貢献していくことが求められている。

Ⅰ 北海道強靱化の基本的考え方 ①

1 国土強靱化政策のあり方

(全国各地域の特性に応じた強靱化施策の推進)

- ・ 国土を構成する各地域が自然災害リスクの特性等を踏まえ、独自の計画のもとで強靱化施策を推進する必要

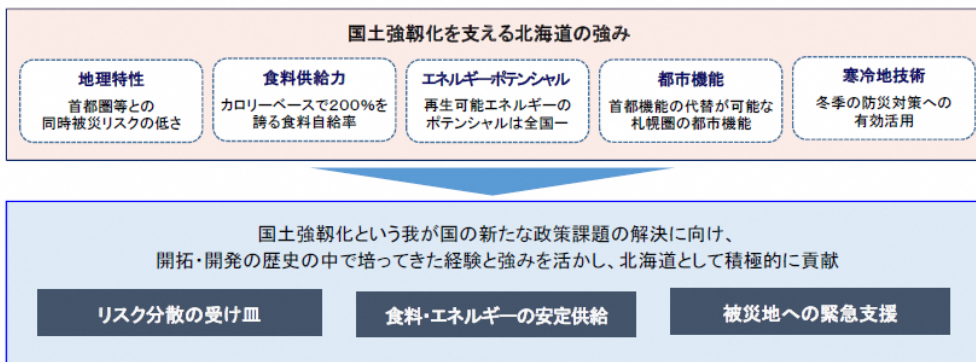
(分散型国土の形成促進)

- ・ 持続可能で強靱な国づくりに向けては、首都圏等への一極集中を早期に是正し、分散型国土への再構築を図ることが急務

(国全体のバックアップ体制の構築)

- ・ 地域間のネットワークを基本とした国全体のバックアップ体制を早期に構築することが必要

2 国土強靱化に向けた北海道の役割



出典 「北海道強靱化計画（H27.3）概要版」（北海道）

図7 国土強靱化に向けた北海道の役割

(7) 道の技術職員の減少等

- ・ 公共工事の品質確保には、担当する職員の技術力やノウハウが求められるが、技術職員の数は20年前（平成7年度）の73%まで減少しており、特に35歳以下の職員が極端に少なく、適切な発注事務の執行及び技術の承継に支障をきたすおそれがある。

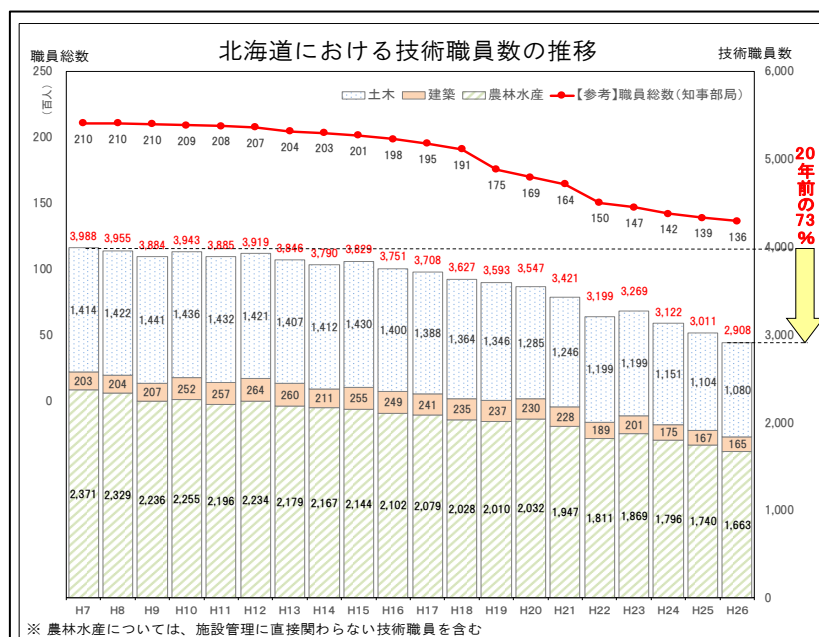


図8 北海道における技術職員数の推移

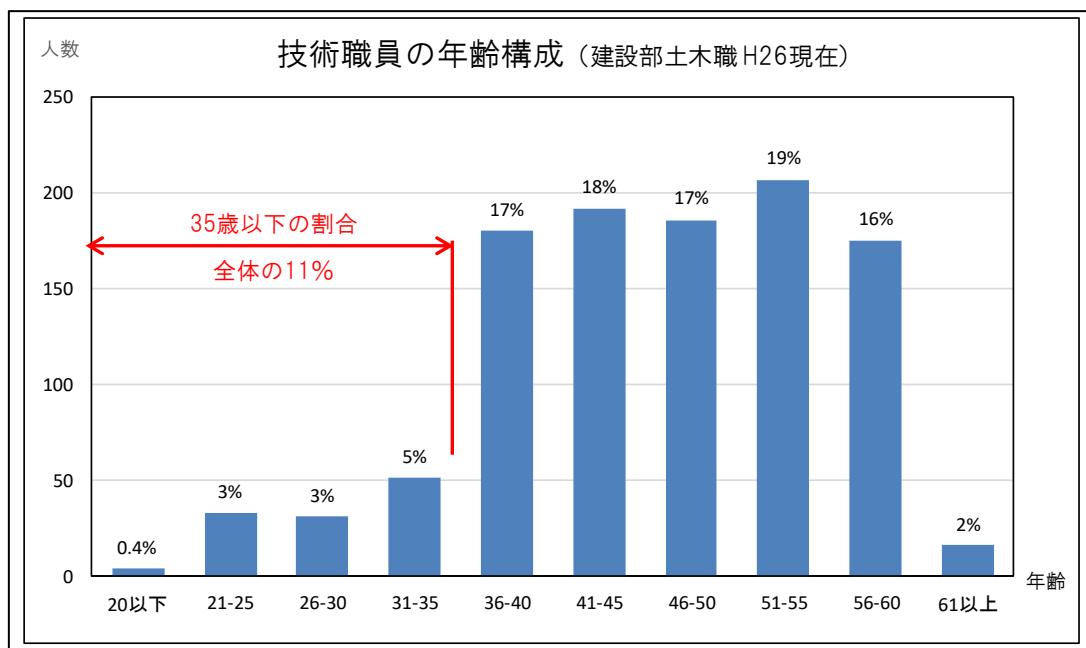


図9 技術職員の年齢構成（建設部土木職 H26 現在）

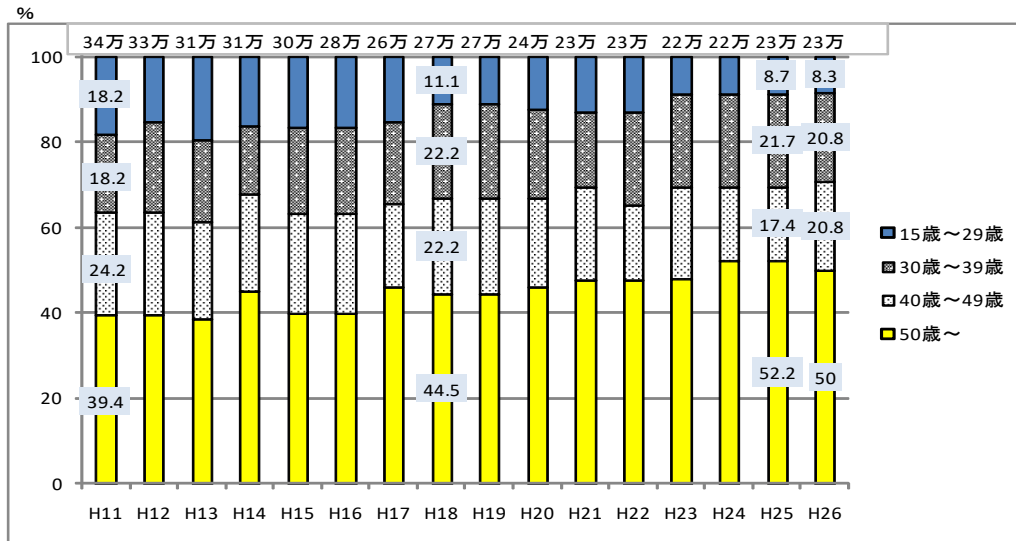
2 北海道の建設業について

(1) 北海道の建設業を取り巻く現状と課題

- ・平成 26 年度の道内の建設投資額は、公共・民間を合わせ約 2.60 兆円であり、ピーク時である平成 5 年度の約 4.85 兆円と比較して 46.4%減少している。
- ・平成 26 年度の道内の建設業許可業者数は、20,125 社であり、ピーク時である平成 11 年度の 26,076 社と比較して 22.8%減少しており、全国の減少率 21.3%に比べて減少幅が大きくなっている。
- ・平成 26 年の道内の建設業就業者数は約 23 万人であり、ピーク時である平成 7 年から 9 年の約 35 万人と比較して約 34%減少している。
- ・就業者の年齢階層別構成比について、平成 11 年と平成 26 年で比較すると、29 歳以下の割合は約 18%から約 8%に減少し、50 歳以上の割合が約 39%から約 50%へ増加しており、高齢化が進んでいる。また、建設投資額の公共・民間の構成比を見ると、公共投資が 59.8%を占め、全国の 44.4%と比較すると公共投資に依存する割合が高い状況にある。また、建設業の売上高営業利益率が低い状況が続いている。
- ・このように、建設業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いており、そのため、若手入職者が減少し、技術・技能の承継が困難となっているなど、公共工事の品質確保などへの懸念が顕著となっている。

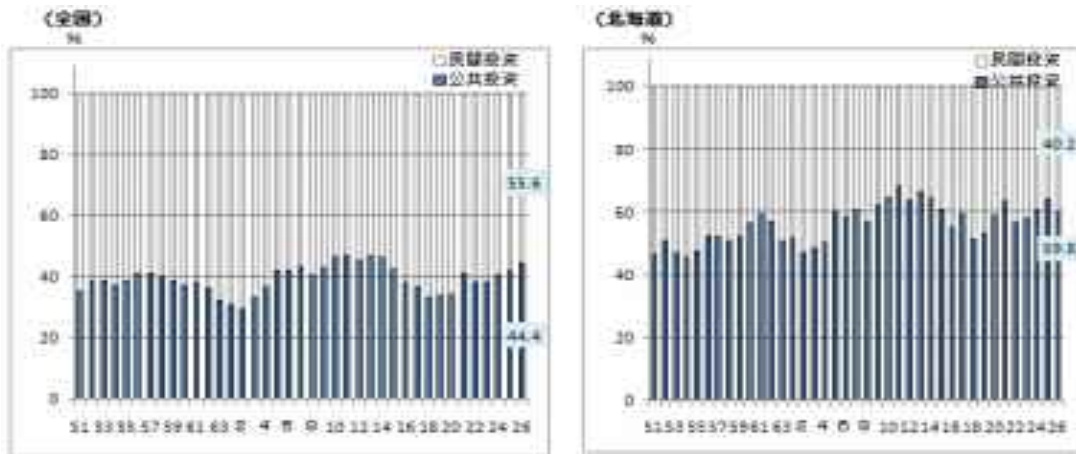


図 10 道内建設投資額・許可業者数・就業者数の推移（北海道）



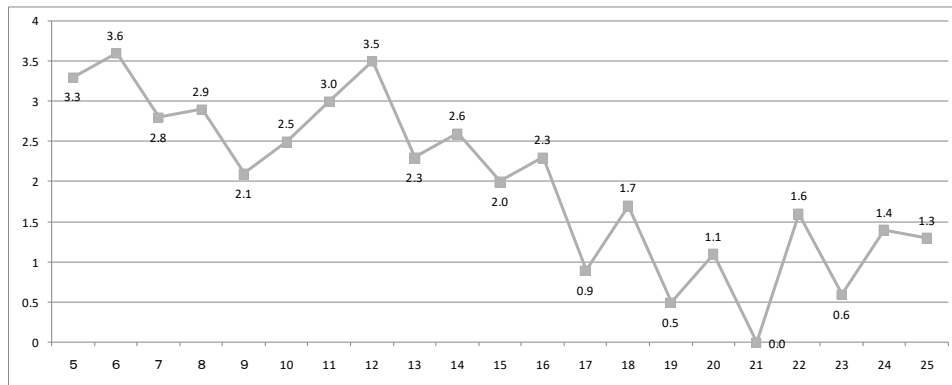
出典：総務省「労働力調査」

図 11 道内建設就業者の年齢階層別構成比の推移



出典：国土交通省「建設総合統計」

図12 建設投資額の民間・公共構成比の推移



出典：北海道建設業信用保証株式会社

図13 道内建設業の営業利益率の推移

(2) 北海道における建設業の役割

ア 社会資本の維持

技術力を活かして良質な社会資本の整備に貢献するだけでなく、地域に密着して、冬期間の除排雪をはじめとするライフラインの維持管理においても、道民の生活基盤を守る役割を果たしている。



新雪除雪状況

運搬排雪状況

図14 道道の除排雪状況

イ 災害時における対応

北海道と一般社団法人 北海道建設業協会や一般社団法人 北海道測量設計業協会等との間で、災害時における協定を締結するなど、地震、津波、大雨等の災害時に、地域に精通した人材や建設機械を活用して、行政とともに迅速かつ適切に地域の安全の確保と復旧にあたる役割を果たしている。

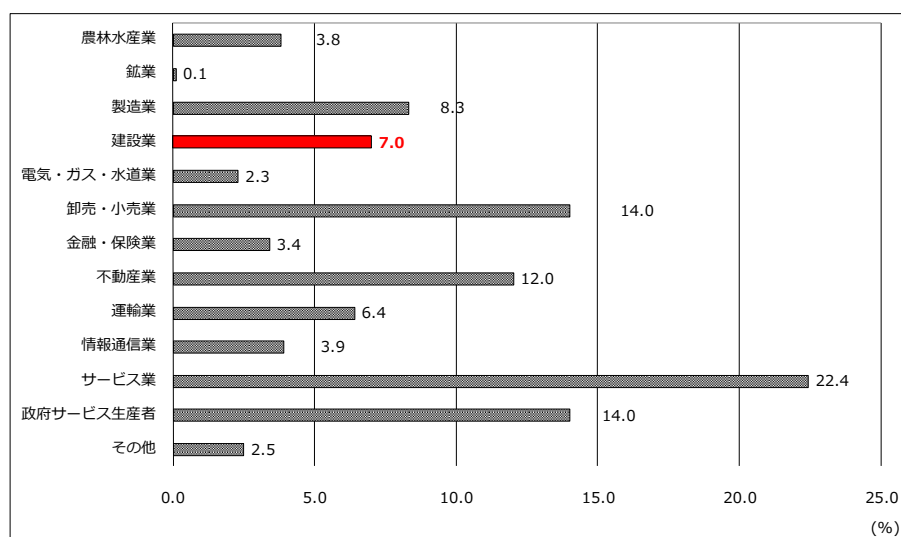
ウ 雇用や地域の活性化

北海道の建設業は、全産業の就業者の9.1%（H26年）、道内総生産の7.0%（H24年度）を占めており、地域経済を支えるとともに雇用の場を提供する役割を果たしているほか、地域社会の中核として、各種イベントへの協力など、様々な活動を通し、地域に貢献している。

表2 就業者数の状況（北海道・建設業）

区分	平成25年	平成26年
全産業	255	254
建設業	23	23
全産業における建設業構成比	9.0%	9.1%

出典：総務省統計局「労働力調査」（抜粋）



出典：北海道総合政策部政策局経済調査課「平成24年度道民経済計算・速報」（資料編表4）

「その他」は資料編表4のうち、対家計民間非営利サービス生産者、税を合算した数値から消費税を控除した数値である。端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

図15 経済産業活動別総生産構成比・北海道（平成24年度）

Ⅲ 公共工事の品質確保の意義

1 品質確保の意義

厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、地域の建設業者の疲弊、下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場技能労働者等の賃金の低下など就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少及び建設生産を支える技術・技能の承継が困難といった深刻な問題が発生していることに加え、予定価格の作成や入札及び契約の方法の選択等の発注関係事務を適切に実施することが困難となるおそれがある発注者のマンパワー不足など、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が高まっている。

さらに、防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増している中で、地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の確保に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。

こうした状況に対応するため、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組をより一層、進めていく必要がある。

2 品質確保に向けた基本的考え

現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、発注者が、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札契約の方法の選択その他の発注関係事務を適切に実施することが必要である。

さらに、工事完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、公共工事の目的物の品質を将来にわたって確保する必要がある。

(1) 工事(維持、修繕その他の維持管理を含む。以下、同じ。)に関する発注関係事務の適切な実施

- ・公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保に必要な人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするため、予定価格を適正に定めることが不可欠である。
- ・著しい低価格受注(いわゆるダンピング受注)は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、担い手の育成・確保のための適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題があることから、防止することが必要である。
- ・受注者側の効率的な施工体制を確保するため、厳しい工程管理を強いることのない適切な工期設定、適正な利潤確保に支障とならないような迅速な設計変更手続の取組が必要である。

(2) 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

- ・事業の目的や工事の性格等に応じ、競争入札参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、地域の実情等に応じ、中長期的な技術的能力の確保に関する審査等の充実を図ることが必要である。

(3) 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

- ・公共工事の品質確保を図るためには、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択などの発注関係事務を適切に実施することが必要である。
- ・事業の目的や工事の性格等に応じ、落札者の決定においては価格に加え、品質の向上に係る技術提案などの優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする総合評価落札方式の更なる充実を図ることが必要である。
- ・多様な入札及び契約の方法の選択に当たっては、地域において災害対応を含む維持管理が適切に行われるよう地域の実情を踏まえた十分な配慮が必要である。

(4) 工事の監督・検査等の充実強化

- ・受注者との協議等の迅速化、情報共有の充実を図るとともに、適切な監督、検査、工事成績評定の実施について、充実強化を図ることが必要である。

(5) 調査・設計における品質確保の推進

- ・調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質確保は、公共工事の建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものであることから、工事と同様に適正な予定価格の設定等発注関係事務の環境整備を進めることが必要である。
- ・業務内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されることが必要である。
- ・業務の性格、地域の実情等を踏まえ、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求めるなど、調査・設計における品質を確保することも必要である。

(6) 担い手の育成・確保の取組

- ・建設現場の効率化や不良・不適格業者の排除の徹底を図るとともに、経営戦略や競争力強化に向けた支援を通じた技術と経営に優れた企業づくりを推進することが必要である。
- ・企業における労働環境等の改善の促進を図るとともに、担い手の育成・確保に向けて関係機関等が連携した取組を通じた人づくりの強化が必要である。

(7) 市町村への支援

- ・国と連携しながら、発注者間の連携体制を充実するとともに、執行体制が十分でない市町村に対し様々な支援を推進することにより、市町村における公共工事の品質確保に向けた取組の促進を図ることが必要である。

IV 品質確保に向けた取組方針

現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、品確法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、適切な競争入札参加資格の設定、適正な予定価格の設定、入札及び契約の方法の選択、工事の監督・検査等の充実・強化、調査・設計の品質確保その他発注関係事務を適切に実施することに加え、企業が実施する担い手の育成・確保への支援や市町村への支援等を通じて連携を強化することにより、公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことが重要である。

こうした公共工事の品質確保に関する取組の着実な推進に向け、道が取組む方向性を以下に示す。

その際に、積雪寒冷地である北海道においては適期施工が重要である点と、行政コスト縮減の観点から、新たな取組の推進には事務量の軽減及び効率化が必要である点に留意することとする。

IV-1 道が発注者として取り組むべき事項

1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

(1) 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定

- ・工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を総合的にチェックする「トータルマネジメントシステム」などを活用し、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成するとともに積算内容と整合を図る。
- ・予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を公共工事を施工する者が確保することができるよう市場における労務・資材等の取引価格や施工の実態を的確に反映するほか、積算に用いる価格が実際の取引単価と乖離しているおそれがある場合等には、適宜見積りを徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定することに加え、積算基準の見直しに即応した積算を実施する。
- ・適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは厳に行わない。
- ・入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法や設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法を活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

(2) 著しい低価格受注の防止

- ・著しい低価格受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を引き続き適切に活用していく。
- ・予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないことから、事後公表とする。
- ・見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や著しい低価格受注の防止を図る観点から、全ての工事の入札において、入札に参加しようとする者に対して入

札金額の内訳書の提出義務化を行う。

(3) 計画的な発注及び適切な施工時期の設定

- ・地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画等を考慮した工区割や発注ロットを適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

- ・積雪寒冷地である本道では、冬期間の施工において、盛土工など品質確保が難しい工種があることから、品質低下が懸念される工種を含む工事においては、冬期施工を回避し、品質管理が可能となる工期を確保した適期発注をするよう十分考慮する必要がある。このため、債務負担行為の活用や年度当初からの早期発注を推進する。一方、建設業に多い季節労働者の通年雇用化の促進を図るため、本道で培われた寒冷地技術を活用した冬期間の工事にも配慮する。

さらに、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する。

- ・工事の規模、難易度、地域の実情、自然条件等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期の平準化を図る。また、発注者が定めた完成期限までの間に、受注者の自由な意志に基づき実際の工事を行う選択工期制度を活用し、技術者、労務者及び機材等の平準化を図る。

(4) 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

- ・賃金水準や物価水準の変動によるスライド条項の適用について、迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の変更を行う。

- ・契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の変更が必要となる場合には、適切な請負代金及び工期等の変更を行う。

- ・「設計図書作成要領(設計変更の手引き)」、設計変更事例集等の充実や関係職員への周知等を通じ、設計変更の手續の迅速化など設計変更事務の円滑化、迅速化を図る。

2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

(1) 競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査

- ・資格審査では、競争入札参加希望者の経営状況、工事成績評定、防災活動への取組等、適切な項目を審査項目とするが、競争性の低下につながらないよう留意しながら、必要に応じて、審査項目の見直しを実施する。

- ・社会保険等未加入業者を元請業者から排除するため、定期の競争入札参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

(2) 個別工事に際しての競争入札参加者の技術審査等

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工実績や地域要件など適切な競争入札参加資格の設定を行う。

- ・災害対応対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業においては、地域精通度の高い建設

業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を活用する。

- ・災害等の緊急対応については、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と災害協定を締結することに加え、随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、あらかじめ契約予定者を複数選定するほか、少なくとも1年ごとに見直すなど、引き続き適切に対応していく。

- ・暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

- ・地域の実情等を踏まえ、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有状況、災害時の工事実施体制の確保等に関する事項について、入札契約手続の各段階において審査・評価することを、さらに検討する。

- ・施工技術の一層の向上や品質の確保を目的とした工事等優秀業者表彰制度及び個々の技術者の技術力向上に向けた取組意欲を高めることを目的とした現場技術者の表彰制度を充実するとともに、各段階における審査・評価へ反映する。

(4) 技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取

- ・総合評価落札方式の落札者決定基準等の決定に当たっては、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者（道とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせにより実施する。

なお、多様な入札及び契約方式の導入に当たっては、国の動向等を踏まえながら検討するものとし、談合などの弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずる。また、庁内関係部局が参加する「建設業経営効率化庁内連携会議」において、多様な入札契約方式の導入・活用等について、相互に連携しながら、さらに検討を進める。

(1) 競争入札参加者の技術提案を求める方式（総合評価落札方式）

ア 工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

- ・競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要があると認める場合は、技術提案を求める。

- ・技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、競争入札参加者の技術提案に係る負担に配慮し、簡易型総合評価落札方式を活用する。

- ・競争に参加しようとする者に対し高度な技術等を含む技術提案を求める場合（高度技術提案型総合評価落札方式）は、最も優れた提案を採用できるよう国の動向等を踏まえ、さらに検討を進

める。

- ・競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定する。
- ・過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案は、優位に評価しないこととする。
- ・技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表する。
- ・技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いには留意する。
- ・落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決める。

【道が実施する総合評価落札方式の種類】

（ア）高度技術提案型

技術的な工夫の大きい工事において、構造物の品質の向上を図るため、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストの観点から、工事目的物自体についての提案を求める等の高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う形式

（イ）標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するため、工事の施工条件や環境条件から工事ごとの施工上の技術的課題を踏まえて評価項目を設定し、技術提案を求め、その実現性や安全性等について審査し、価格との総合評価を行う形式

（ウ）簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において、設計図書により発注者が示す仕様に基づく施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や工事施行成績等に基づき技術力を審査し、価格との総合評価を行う形式

イ 競争入札参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等

- ・総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争入札参加者の工事施行成績や配置予定技術者の資格、災害時の工事実施体制の確保の状況などを適切に評価項目に設定する。
- ・必要に応じて近隣地域での施工実績、雇用環境への取組や技能労働者の技能等の活用などの地域貢献度を評価項目に設定する。
- ・必要に応じて豊富な実績を有しない若手技術者等の登用も考慮した評価項目の設定を検討する。
- ・工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一の場合の一括審査方式の活用を検討することや、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争入札参加者や技術者を評価する簡易型総合評価落札方式を活用することなどにより、競争入札参加者の負担の軽減を図る。

- ・また、競争入札参加者が多数と見込まれる場合において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する段階的選抜方式について検討し、発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図る。

- ・総合評価落札方式の実施方針等を定める場合は、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(2) 契約方式の選択

契約方式の選択に当たっては、工事の性格等に応じて以下の考え方を基本として選択する。

ア 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

設計と施工を分離し、受発注者間での明確な責任分担を行い、コストや工事完成物の品質に関する責任を発注者が負うことが基本であることから、施工を単独で発注する方式を選択することが基本的な考えである。

しかし、公共工事の品質確保を一層促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要であることから、次の考え方にに基づきその他の方式の選択を検討するものとする。

- ・機械設備、電気設備、補修工事等において、設計業者よりも施工者に総合的なノウハウが蓄積されているような場合や設計と施工が密接に関連しているような場合等特殊性を有する工事で施工者が詳細設計等を実施することで効率的な施工等を期待できるものについては、詳細設計付工事発注方式の選択を検討する。

- ・機械設備、電気設備工事等において、効率的な維持管理や円滑な設備運用が期待できる場合等において、維持管理付工事発注方式の選択を検討する。

- ・限られた期間で、大規模な事業執行が求められる場合等において、仕様の確定が困難な工事や、民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図る必要がある工事、施工が困難な場所などで施工者の技術を設計に反映する必要があるといった工事の性格等を踏まえ、必要に応じて、設計・施工一括発注方式、設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）を検討できるものとする。

(ア) 施工を単独で発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式である。発注に際しては、設計者が実施した設計によって確定した工事の仕様（数量、使用する資材の規格等）を契約の条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスとしては、調査・計画から詳細設計までが全て完了した段階での適用となる。



(イ) 詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式である。発注に際しては、予備設計等を通じて確定した種々の条件を詳細設計を実施する上での与条件として提示して発注することとなる。

この方式を適用する事業プロセスは、構造物の製作・施工を行うための設計を行う段階（下図の例では詳細設計段階）となる。

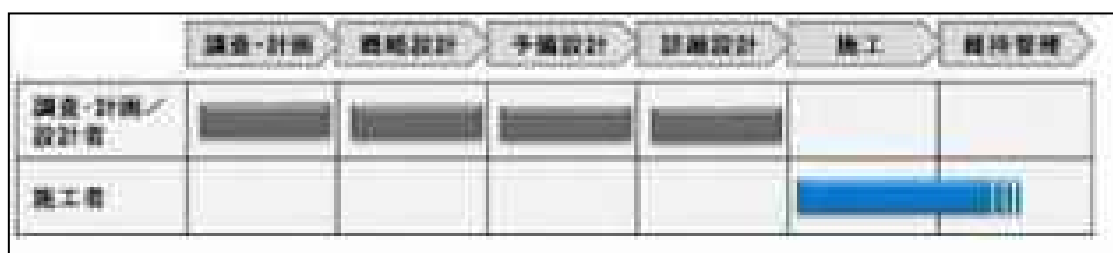


(ウ) 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式である。

この方式では、工事目的物は目的物が完成した段階で発注者が引渡を受け、引渡を受けた工事目的物に対する維持管理業務の継続的な実施を求めることとなる。

発注に際しては工事目的物に関する仕様だけでなく、維持管理に係わる仕様（点検頻度等）についても提示して発注することとなる。



(エ) 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式である。この方式では発注に際して、対象とする構造物に関して発注者が求める機能・性能及び施工上の制約（施工時間等）等を契約の条件として提示して発注することとなる。

構造物の構造形式や主要諸元を含めて、当該工事の受注者が提案・設計可能である。（橋梁を例にとれば、コンクリート橋とするか鋼橋とするかは、当該工事の受注者が提案し、発注者が決定することができる。）この方式を適用する事業プロセスとしては、構造物の構造形式や主要諸元の検討・決定を行う設計段階（下図の例では予備設計段階）となる。



(オ) 設計段階から施工者が関与する方式（ECI※方式）

※Early Contract Involvement の略

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式である。

（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）

この方式では発注者が別途契約している設計業務への技術協力を通じて、当該工事の施工法や仕様等を明確にし、明確となった仕様で技術協力業務を実施した者と施工に関する契約を締結する。

また、施工者が行う技術協力については、技術協力の開始に先立って技術協力業務の発注を行う。

この方式を適用する事業プロセスは種々の設計段階が考えられ、事業・工事の初期段階から施工者の関与をもとめたい場合には概略設計段階から施工者の関与を求めることも考えられる。



イ 地域における社会資本の維持管理に資する契約方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じるおそれがある。こうした課題に対応するため、地域における社会資本の維持管理に資する包括発注方式を活用するとともに、複数年契約方式の検討を進める。

また、地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を併せて活用する。

(ア) 包括発注方式

既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式である。この方式では、例えば、河川管理施設、道路管理施設の構造物補修等のような維持に係る工事と巡回、除草等の業務を一括して発注することが考えられるものを一つの契約によって発注する。

(イ) 複数年契約方式

既存施設の維持管理等において、継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式である。

ウ 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

大規模災害等に迅速に対応する必要がある場合等において、複数工事が輻輳あるいは関係機関等との頻繁な調整が必要な工事で、短期的に発注者の人員が不足し、現場状況の確認や迅速な対応が難しい場合には、以下の発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式を検討できるものとする。

(ア) CM※方式 ※Construction Management の略

発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うため、民間に委託する方式である。

(イ) 事業促進PPP※方式 ※Public Private Partnership の略

事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行うことを目的に、事業計画段階から発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式である。

(3) 競争入札参加者の設定方法の選択

競争入札参加者の設定方法の選択に当たっては、一千万円以上の公共工事については、原則として一般競争入札によることとするが、一般競争入札は、入札執行までに相当の時間を要することから、災害など緊急を要する工事、本道の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事及び発注時期に制約のある工事など、一般競争入札により難しい場合は指名競争入札、緊急対応のため契約を競争に付すことができない場合や他の者では技術的な対応ができないため競争を許さない場合等においては随意契約を選択できるものとする。

ア 一般競争入札

資格要件を有する者の内、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。

イ 指名競争入札

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式である。

ウ 随意契約

緊急の必要により競争に付すことができない場合、契約の目的が競争を許さない場合で特定の者を選定して、その者と契約する方式である。

(4) 落札者の選定方法の選択

落札者の選定方法の選択に当たっては、価格以外の要素の評価の必要性や仕様の確定の困難度等に応じて、価格競争方式、総合評価落札方式から選択する。

ア 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式である。

イ 総合評価落札方式

技術提案を募集し、入札者に工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式である。

(5) 支払い方法の選択

支払い方式の選択に当たっては、工事の進捗に応じた支払い、設計変更の煩雑さ、工事費の確保の必要性等に応じて、総価請負契約方式、単価・数量精算契約方式から選択する。

なお、総価契約単価合意方式については、国の動向等を踏まえて検討を進める。

ア 総価請負契約方式

工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式である。

イ 単価・数量精算契約方式

工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価をもとに請負代金額を確定する方式である。

ウ 総価契約単価合意方式

総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式である。

4 工事の監督・検査等の充実・強化

(1) 監督・検査・工事成績評定の適切な実施

- ・ 工事期間中においては、その品質が確保されるよう監督を適切に実施する。
- ・ 公共工事の品質が確保されるよう、給付の完了の確認を行う検査及び技術検査を適切に実施する。
- ・ 工事成績評定を適切に行うために必要な要領及び技術基準を定め、公正な評価を実施する。また、評価結果の発注者間の相互利用を促進するため、評定項目及び評価方法の標準化を推進する。
- ・ 要領及び技術基準は、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直す。
- ・ 技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項等を書面により受注者に通知する。
- ・ 技術検査の結果を工事成績評定に反映する。

- ・低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施する。
- ・工事成績評定の透明化・公正化を図るため、定期的に監督員、検査員を対象に評定技術を一層向上させるための各種研修を実施する。

(2) 工事成績評定等に関する資料のデータベース化

- ・各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの共有化を推進する。

(3) 現場の施工体制等の適切な確認

- ・現場の施工体制は、要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。

(4) 受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等

- ・設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者が一堂に会する三者検討会を活用する。
- ・受注者からの協議等については、ワンデーレスポンスの試行等を通じて速やかかつ適切な回答に努める。

(5) 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

- ・完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価については、国における舗装工事の取組状況等を踏まえながら、検討を行う。

5 調査・設計における品質確保の推進

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査及び設計については、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努め、調査・設計における品質の確保・向上の取組を推進する。

(1) 発注関係事務の適切な実施等

ア 適正な予定価格の設定等

- ・最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格の設定を行う。

- ・必要な業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行う。また、必要があると認めるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。
- ・業務遂行中においては、受発注者間での業務工程の共有や速やかかつ適切な回答の推進（ワンデーレスポンス）等に努めるとともに、業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施について確認する。
- ・適正な履行を確認するため、指示・承諾・協議等を適切に実施する。

イ 著しい低価格受注の防止

- ・著しい低価格受注を防止するため、最低制限価格制度を引き続き適切に活用していく。
- ・予定価格は、事後公表を原則とするが、プロポーザル方式の場合は、予算限度額をあらかじめ示すものとする。
- ・総合評価落札方式の導入に当たっては、併せて適切に低入札価格調査基準を設定するなどの必要な措置を講ずる。

ウ その他調査及び設計業務の品質確保

- ・地域の実情を踏まえ、各発注者の調査及び設計業務の発注見通しを統合して公表する。
- ・年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避ける等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期の平準化を図る。

(2) 業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用

- ・公共工事に関する調査及び設計は、公共工事の目的や個々の調査及び設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、業務の性格、地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択又は組み合わせることとし、総合評価落札方式の実施方針等については、国の動向等を踏まえつつ、学識経験者等の意見を聴きながら検討する。

(3) 競争入札参加者の技術的能力の審査

- ・保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置づけるなどの業務の品質確保に向けた施策を進める。
- ・競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、企業や技術者の技術力等を適切に審査する。

(4) 委託業務の完了確認検査・成績評定の適切な実施

- ・給付の完了の確認を行うための検査業務を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行う。また、業務の完了後には、成績評定結果を速やかに通知するものとする
- ・成績評定に当たっては、調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業務の成果に関

する成績評定・要領等の標準化を推進する。

・成績評定結果については、業務の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化を進める。

IV-2 その他の取組

6 担い手の育成・確保の取組

道は、公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適正な予定価格設定や迅速な設計変更、積雪寒冷地である本道の特性を踏まえた発注・施工時期の平準化といった発注関係事務を適切に実施する責務を果たすとともに、「建設産業支援プラン 2013」に基づく企業の経営力の向上や技術力の強化等に対する様々な支援策を通じて、企業における担い手の育成・確保の取組の一層の充実を図る。また、建設業が中長期的な視点で、担い手の育成・確保や技術力の強化等に計画的に取り組み、将来にわたり地域の安全・安心や経済・雇用を支える役割を担っていけるよう、中小企業の受注機会の確保を図るとともに、公共事業の安定的な予算確保に努める。

さらには、企業が、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上や技術者、技能労働者等の育成・確保、これらの者に係る賃金その他労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に取り組むよう、建設業団体や関係機関等と連携し、総合的・効果的な取組の促進を図るほか、発注関係事務を適切に実施することができる道の発注体制を確保・承継するため、職員の育成・技術力の向上に向けた取組の強化を図る。

(1) 「技術と経営に優れた企業づくり」の推進

・企業が担い手の中長期的な育成・確保の取組を行うためには、経営力の向上が必要であるが、そのためには、自社の経営資源に応じた本業の強化や経営の多角化など、的確な経営戦略を持ち実行していくことか重要であるとともに、事業規模、技術力、営業エリア、組織・人材、業務改革、コスト削減といった様々な経営課題に対応していく必要がある。

こうした経営戦略や経営課題に対応するため、中小企業診断士などによる指導・助言を行うほか、技術力の強化に向け、建設生産システムの省力化・効率化・高度化を通じた生産性の向上を目的とする新商品や新技術の開発等の促進を図るとともに、建設施工の生産性向上、品質確保、安全性向上、熟練労働者不足への対応など、建設施工が直面している諸課題に対応するICT施工技術（情報化施工）の普及促進を図るため、TS（トータルステーション）による出来型管理技術やTS・GNSS（衛星測位システム）による締固め管理技術など情報化施工技術の活用を推進する。

・企業における担い手の育成・確保の取組を促進するため、道のホームページやメールマガジンの活用により、国をはじめ各関係機関が実施する各種支援施策等の情報を提供するとともに、関係機関等と連携し、建設産業の将来を担う建設系の学生をはじめ、小中学生や普通科の高校生を含めた若年層などに対して建設業の重要な役割や魅力の発信、イメージアップを図る取組などを進め、地域の安全と安心を守り、経済と雇用を支える建設業への理解を促進する。

また、職業理解を深め、望ましい勤労観・職業感を醸成する高校生を対象としたインターンシップの推進や技術・技能者のスキルアップのための道立高等技術専門学院における職業訓練や事業主などによる認定職業訓練に対する支援等により、技能者の養成に取り組む。

・道内建設産業の持続的な発展に向けて、担い手の育成・確保は、喫緊の課題であることから、建設業団体・職業訓練機関・関係行政機関等が担い手の現状や課題に関する情報の共有や、連携強化のための協議会を設置し、効果的な取組につなげる。

(2) 労働環境等の改善の推進

・元請下請間の請負契約が対等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結されるなど元請下請間の関係の適正化のための指導を行う。

・賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善及び技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の指導を行う。

・元請業者に対し社会保険等未加入業者との下請契約を禁止するなど、下請業者も含めてその排除を図る。

・下請業者や労働者等に対する円滑な支払いを促進するため、前金払制度の適切な運用、中間前払・出来高部分払制度や地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

・中間前金払制度の運用にあたっては、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備を図る。

・週休2日制の促進や時間外労働の縮減など、受発注者双方の労働環境改善の取組の強化に向けて、土、日曜の作業となる依頼や昼休み時間や時間外での打ち合わせを行わないといったルールを定める「労働環境改善プロジェクト」の試行に取り組む。

(3) 道の発注体制の強化等

・発注関係事務を適切に実施することができる道の発注体制を確保・承継するため、国等と連携した職員の技術研修・技術交流や建設会社の協力のもと実施する短期企業研修等の充実を図るほか、公共工物品質確保技術者や技術士等の資格取得意欲の向上や一般財団法人 北海道建設技術センターと連携した技術力の向上・承継の取組の強化など、職員の育成・技術力強化に積極的に取り組む。

また、高校、大学等と連携しながら、必要な職員の採用に努める。

・将来にわたり道の発注体制を確保していくため、一般財団法人 北海道建設技術センター等による発注者支援業務を活用し、事務の効率化を図り、適正な現場管理、適正な事業執行等に支障が無いよう努めていく。

7 市町村への支援

(1) 発注者間の連携強化

・発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、14 の総合振興局・振興局毎に国、道、市町村で組織される発注者協議会・地方部会を設置し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、

発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

- ・発注者協議会・地方部会を活用し、国と連携しながら市町村の発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な取組を促進する。

(2) 発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援

- ・市町村から要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行うとともに、道内市町村を対象として開設した「公共工事の品質確保の相談窓口」の周知に努めるとともに、市町村からの技術的な相談に対し即応していくものとする。

- ・発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や道が実施する研修への市町村職員等の参加受け入れを行うとともに、検査技術の習得のため、工事検査に市町村等職員の参加を受け入れるものとする。

- ・各市町村へ積算、監督・検査等の発注関係事務に関する基準や要領について情報提供を行う。

- ・最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準の各工事への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。

- ・市町村の求めに応じた総合評価落札方式の実施方針等検討への道職員の派遣に加え、一般財団法人 北海道建設技術センターによる橋梁点検業務の地域一括発注等の活用促進など、市町村の発注関係事務の執行体制の支援を実施する。

- ・多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、道の取組状況や道内事例等の情報提供を行う。

V 取組の進め方

- ・道の中長期的な取組方針としての位置づけけるとともに、国の取組み動向や道内外における社会情勢の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うものとする。

- ・また、毎年度、本取組方針に基づく各種施策の状況を取りまとめて、北海道建設業審議会条例に基づく知事の附属機関である「北海道建設業審議会」に報告し、同審議会における意見を踏まえるとともに、様々な意見交換の場を活用して関係機関から意見を聴くなどして、次年度以降の具体の取組を検討するなど、より実効性の高い取組を計画的に推進する。

VI 參考資料

1 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成 17 年法律第 18 号；平成 26 年 6 月 4 日最終改正)

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 基本方針等（第九条—第十一条）

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等（第十二条・第十三条）

第二節 多様な入札及び契約の方法（第十四条—第二十条）

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び
発注者に対する支援等（第二十一条—第二十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第二項 に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有

することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

- 6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。
- 7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 9 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。
- 11 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国及び地方公共団体の相互の連携及び協力）

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事

の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
 - 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
 - 三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
 - 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。
 - 五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。
 - 六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

（受注者の責務）

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

- 2 公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第二章 基本方針等